

(別紙)

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」（令和元年9月13日付け府子本第497号・元文科初第745号・子発0913第4号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">府子本第497号 元文科初第745号 子発0913第4号 令和元年9月13日</p> <p style="text-align: right;"><u>[最終改正]</u> 府子本第466号 3文科初第2696号 子発0331第16号 令和4年3月31日</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 殿 各指定都市・中核市教育委員会 附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長</p>	<p style="text-align: right;">府子本第497号 元文科初第745号 子発0913第4号 令和元年9月13日</p> <p style="text-align: right;">[加える。]</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 殿 各指定都市・中核市教育委員会 附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長</p>

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の
施行に伴う留意事項等について（通知）

このたび、第198回通常国会において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)が令和元年5月10日に成立し、同月17日に公布されました。また、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第17号。以下「改正令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号。以下「改正府令」という。)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号。以下「改正基準」という。)が同月31日に公布されました。これまで改正内容については、都道府県説明会や「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」の公表等によりお示ししてきたところです。

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の
施行に伴う留意事項等について（通知）

このたび、第198回通常国会において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)が令和元年5月10日に成立し、同月17日に公布されました。また、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第17号。以下「改正令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号。以下「改正府令」という。)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号。以下「改正基準」という。)が同月31日に公布されました。これまで改正内容については、都道府県説明会や「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」の公表等によりお示ししてきたところです。

これらの施行に際し留意すべき主な事項等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないようお願いします。このほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」という。）、改正令第1条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「新令」という。）及び改正府令による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「新規則」という。）並びに改正基準による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「新基準」という。）の運用全般については、FAQを随時更新するので、ご参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、条文やFAQ等の関係資料は、内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

記

第一 [略]

第二 [略]

第三 子育てのための施設等利用給付関係

これらの施行に際し留意すべき主な事項等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないようお願いします。このほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」という。）、改正令第1条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「新令」という。）及び改正府令による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「新規則」という。）並びに改正基準による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「新基準」という。）の運用全般については、FAQを随時更新するので、ご参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、条文やFAQ等の関係資料は、内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

記

第一 [同左]

第二 [同左]

第三 子育てのための施設等利用給付関係

1 施設等利用費

[(1)・(2) 同左]

(3) 施設等利用費の額の算定（新法第30条の11第2項等関係）

施設等利用費の額は、1か月ごとに、施設等利用給付認定子どもの認定区分及び特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じた支給上限月額範囲内、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用（特定費用以外の利用料）の額を算定すること（新法第30条の11第2項、新令第15条の6、新規則第28条の17）。

月の途中において特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の月額、ア・イ・ウに記載のとおり、その月の平日の日数又はその月の日数を基礎として新令第15条の6に定める額を日割りによって計算することとし、特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、以下の算式を用いる取扱いとすること（新令第24条の4第2項、新規則59条の2）。なお、支給上限額と利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としているが、支給上限額及び利用料の計算は1円単位とし、小数点以下は切り捨てること。

ア 新令第15条の6第1項又は第2項第1号に定める額の日割り（新法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設）
（ア）利用の開始に係る施設（変更後の施設）

1 施設等利用費

[(1)・(2) 同左]

(3) 施設等利用費の額の算定（新法第30条の11第2項等関係）

施設等利用費の額は、1か月ごとに、施設等利用給付認定子どもの認定区分及び特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じた支給上限月額範囲内、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用（特定費用以外の利用料）の額を算定すること（新法第30条の11第2項、新令第15条の6、新規則第28条の17）。

月の途中において特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の月額、開所日数を基礎として新令第15条の6に定める額を日割りによって計算することとし、特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、以下の算式を用いる取扱いとすること（新令第24条の4第2項、新規則59条の2）。これにより生じた10円未満の端数は、切り捨てること。

ア 新令第15条の6第1項又は第2項第1号に定める額の日割り（新法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設）
（ア）利用の開始に係る施設（変更後の施設）

2. 57万円※1 × 認定起算日後最初の利用日以降のその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数

※1 国立の幼稚園にあつては0.87万円、国立の特別支援学校幼稚部にあつては0.04万円（新規則第28条の17）

[削る。]

[削る。]

(イ) 利用の終了に係る施設（変更前の施設）

2. 57万円※2 × 最後の利用日までのその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数

※2 ※1と同じ。

[削る。]

[削る。]

イ 新令第15条の6第2項第2号に定める額の日割り（新法第7条第10項第5号に掲げる事業であつて、1月あたりの利用日数が26日を下回る場合）

2. 57万円※1 × 認定起算日後最初の利用日以降のその月の開所日数※2 ÷ その月の開所日数※3

※1 国立の幼稚園にあつては0.87万円、国立の特別支援学校幼稚部にあつては0.04万円（新規則第28条の17）

※2 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、認定起算日以降のその月の平日の日数を開所日数とする。

※3 休業期間外にあつては、その月の平日の日数を開所日数とする。

(イ) 利用の終了に係る施設（変更前の施設）

2. 57万円※4 × 最後の利用日までのその月の開所日数 ※5 ÷ その月の開所日数※6

※4 ※1と同じ。

※5 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、転出日までのその月の平日の日数を開所日数とする。

※6 休業期間外にあつては、その月の平日の日数を開所日数とする。

イ 新令第15条の6第2項第2号に定める額の日割り（新法第7条第10項第5号に掲げる事業）

<p>[(ア)・(イ) 略]</p> <p>※3 なお、1月あたりの利用日数が26日以上の場合は、その月の日数を基礎とした日割りを行う。</p> <p>ウ [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 不正受給の防止（新基準第56条等関係）</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第56条）。これらの書類は、特定子ども・子育て支援提供者が利用料と特定費用の区分や在籍・利用関係を証明する資料であり、特定子ども・子育て支援提供者と市町村との信頼関係や施設等利用費の支給方法等の違いにかかわらず、公正かつ適正な施設等利用費の支給のため各市町村で共通に活用可能なものであること。</p> <p>また、新法第30条の11第3項の法定代理受領により市町村から施設等利用費の支払を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、<u>特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部並びに預かり保育事業に係るものを除き、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第57条）</u>。これは、当該施設等利用給付認定保護者が当該子ども・子育て支援施設等利用給付認定保護者に対して、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第57条）。</p>	<p>[(ア)・(イ) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>ウ [同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p>6 不正受給の防止（新基準第56条等関係）</p> <p>特定子ども・子育て支援提供者は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第56条）。これらの書類は、特定子ども・子育て支援提供者が利用料と特定費用の区分や在籍・利用関係を証明する資料であり、特定子ども・子育て支援提供者と市町村との信頼関係や施設等利用費の支給方法等の違いにかかわらず、公正かつ適正な施設等利用費の支給のため各市町村で共通に活用可能なものであること。</p> <p>また、新法第30条の11第3項の法定代理受領により市町村から施設等利用費の支払を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、<u>当該市町村のほか、当該施設等利用給付認定保護者に対し、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第57条）</u>。これは、当該施設等利用給付認定保護者が当該子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握しつつ、支給上限額との差額分について他の子ども・子育て支援施設等利用給付認定保護者に対して、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと（新基準第57条）。</p>
--	--

も・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握しつつ、支給上限額との差額分について他の子ども・子育て支援施設等を利用し市町村に対して償還払い請求をすれば、市町村は施設等利用給付認定保護者ごとの支給上限額を管理しているため、特定子ども・子育て支援提供者が実際の利用料よりも高い金額について法定代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になること。

第四 [略]

支援施設等を利用し市町村に対して償還払い請求をすれば、市町村は施設等利用給付認定保護者ごとの支給上限額を管理しているため、特定子ども・子育て支援提供者が実際の利用料よりも高い金額について法定代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になること。

第四 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。